

指定活用団体の指定に係る審議について

〔平成 30 年 5 月 16 日
休眠預金等活用審議会決定〕

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、指定活用団体の指定の手続における公正性・透明性を確保するため、休眠預金等活用審議会運営規則第 8 条に基づき、指定活用団体の指定に係る審議について次のとおり定める。

- 1 委員及び専門委員は、指定申請団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく指定を受けようとする団体をいう。以下同じ。）との特別な利害関係の有無について、申請受付期間終了後（平成 30 年 10 月 6 日）から審議会の審議開始前までに、申告書（別紙）を提出し、当該申告書等により会長が特別な利害関係を有すると判断した委員及び専門委員を審議から除く。なお、当該申告書については公表する。

※特別な利害関係について

指定申請団体との特別な利害関係とは、本人が指定申請団体の評議員、役員又は職員であることその他指定申請団体との個人的な利害に直接関係すること等、公正な議決権の行使が期待できないことを指す。

- 2 審議に参加する委員及び専門委員は、申請受付期間終了後（平成 30 年 10 月 6 日）から審議会の審議終了までの間に、指定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員から故意の接触（電話、メール等による接触も含む。）があった場合には、速やかに内閣府指定活用団体指定担当室に通報することとし、当該指定申請団体を審議会における審議対象から除外する。
- 3 審議に参加する委員及び専門委員は、審議会において指定申請団体に対する面接や意見交換を行い、委員は、当該面接や意見交換を踏まえ、指定申請団体が指定の基準に適合すると認められるかどうかについての意見を書面にて内閣府指定活用団体指定担当室に各自提出する。

別紙

平成 年 月 日

休眠預金等活用審議会
会長 ○○ ○○ 殿

所属、役職
氏 名

印

申告書

下記のとおり、指定申請団体との特別な利害関係の有無について申告します。

記

次のいずれの指定申請団体とも特別な利害関係がありません。

A 法人

B 法人

・

・

以下の指定申請団体と特別な利害関係を有するおそれがあります。

A 法人

(特別な利害関係の内容について記載)

(記入方法)

- ・ 該当する方の□にチェックを入れて下さい。
- ・ 特別な利害関係を有するおそれがある場合には、その内容について記載してください。

(参考) 特別な利害関係の例

指定申請団体との特別な利害関係とは、当該指定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、公正な議決権の行使が期待できないことを指します。

例えば、次の事項が挙げられます。

- ・ 本人が指定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員であること。
- ・ 本人又は本人が所属する団体が委託契約等により指定申請団体から相当の報酬を得ていること。
- ・ 指定活用団体の指定を受けることを目的として、当該指定の申請をする団体に対し、本人又は本人が所属する団体が出えん等を行っていること。
- ・ 本人又は本人が所属する団体が指定申請団体を実質的に支配していると認められること。
- ・ 本人の配偶者又は二親等内の親族が指定申請団体と上記の関係にあること。
- ・ その他公正な議決権の行使に疑義を生じさせるおそれのある事情があること。

いずれにしても、各委員、専門委員の皆様は個別にご判断いただき提出された申告書に基づき、会長が判断することになります。